

(別紙)

## 議員提出第12号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部  
を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の170」を「100分の160」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。